主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人Aの上告趣意について。

原判決の是認する第一審判決は、本件被告人の行為として、被告人は昭和二七年五月一一日施行の長崎県下県郡 a 町長選挙に際し、候補者 B について判示のような同人の当選に有利な事項を掲載した被告人の印刷にかかる同年同月一〇日附新聞 C 三百部を、翌一一日午前八時頃 a 町大字 b c 橋附近道路上において、氏名不詳の三名に手交し、同人等をして同町内に頒布せしめた旨の事実を認定し、原判決はこの事実に基づき、同新聞紙のこのような頒布方法は公職選挙法一四八条二項にいう通常の方法で頒布したことにならないと判断したのであつて、その判断は相当であり違法とは認められない。そして公職選挙法一四八条二項は、選挙の公正を期するに必要な限度において、新聞紙又は雑誌を選挙運動に使用する方法を規制するに過ぎないのであるから、原審が右判示のような場合を右法条にいう通常の頒布方法でないという解釈をとつたからといつて、所論のように憲法二一条にいう出版及び表現の自由の保障に違反するものとはいえない。従つて論旨は採用できない。

その他記録を調べても刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和三〇年二月一六日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	栗	Щ			茂
裁判官	真	野			毅

裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	島			保
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	又	介
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	池	田		克